



論点に係る主な御意見について

第4回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

論点に対する主なご意見（熱中症重篤化防止対策（改正省令部分））

論点

各事業場において、業務実態等に応じて、それぞれの事業場で措置を定めて講じている状況が見られ、改正省令の認識、対策は広がりつつある。発災事業場では改正省令の遵守状況が低いことから、まずは、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図ることとしてはどうか。

ご意見

- 今回の省令改正の意義は大きかった。
- 改正省令の遵守と、再発防止のため監督署による指導の徹底が重要。
⇒報告書4の（1）に記載。
- 確実に手順の内容を理解し、実践してもらうことが大事である。そういった周知方法・教育方法が重要。それを高める支援が必要であると考え。
⇒ガイドライン第3の5に記載。

論点に対する主なご意見（予防策（総論））

論点

現行の「職場における熱中症予防基本対策要綱」をベースとして、「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている事項を盛り込みつつ、エビデンスに基づき必要な修正等を行い、改正省令内容を反映し、内容を充実させたガイドラインを策定し、事業場に対して予防策を周知することとしてはどうか。

ご意見

- 建設工事では、熱中症予防のために夏季期間の業務を制限する場合、それを考慮した工期設定等に対する発注者・施主による配慮が必要。
⇒ガイドライン第3の7の（3）に記載。
- 運送業や警備業では、出先での一人作業時等での熱中症発症時など、自社だけで対応することが困難であるので、荷主先などでの対策について議論いただきたい。
⇒ガイドライン第3の7の（3）に記載。
- 一人親方や一人作業者に対する対策が重要。
⇒ガイドライン第3の7の（4）に記載。
- 高齢者や障がい者など配慮が必要な人たちもいるため、配慮すべきではないか。
⇒ガイドライン第2の3の（2）に記載。
- スポットワーカーへの配慮事項を周知する必要があるのではないか。
⇒ガイドライン第3の7の（2）に記載。
- 熱中症のリスクに応じた対応は必要であるが、熱中症のリスクアセスメントの手法も確立しておらず、化学物質などのリスクアセスメントと混同されないようにすべきではないか。
⇒ガイドライン第2に記載。

論点に対する主なご意見（予防策（安全衛生管理体制））

論点

- 「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に記載されている、労働衛生管理体制の確立、作業計画の策定は、熱中症予防に効果的ではないか。
- 「労働衛生管理体制の確立」、「作業計画の策定」以外に、熱中症予防のために整備すべき体制はあるか。

ご意見

- 熱中症予防管理者は、化学物質管理者のように事業者を選任を義務付けるのか。
⇒ガイドライン第3の1の（1）に、整理を記載。
- 熱中症防止対策については、衛生委員会や安全衛生委員会などを活用し、労使で話し合うことが適切ではないか。
⇒ガイドライン第3の1に記載。

論点に対する主なご意見（予防策（作業環境管理））

論点

- 「暑さ指数の把握」、「休憩場所の整備等」、「温湿度調整（屋内作業場）」のために、効果的な事項はあるか。
- 広い事業場においては、休憩の設備はできる限り作業者が速やかに利用できる場所に設置することについてどう考えるか。

ご意見

- 広い事業場における休憩所について、作業場所に近くに休憩場所を設置できないこともあるが、作業者が速やかに利用できる場所に設置すべきではないか。
⇒ガイドライン第3の2の（2）に記載。
- 休憩場所に備えるべき設備や広さについて記載すべきではないか。
⇒ガイドライン第3の2の（2）に記載。
- 状態が悪化した労働者の対応を行うことを前提とした休憩場所の記載を行うべきではない。
⇒ガイドライン第3の2の（2）に記載。
- 日傘の活用も効果があったとの報告があった。
⇒ガイドライン第3の2の（2）に記載。

論点に対する主なご意見（予防策（作業管理））

論点

- 「作業時間の短縮等」、「暑熱順化」、「プレクーリング」、「水分及び塩分の摂取」、「服装による身体冷却」、「作業中の巡視」、「連絡体制の整備」のために、効果的な事項はあるか。
- 熱中症発症者の早期発見のための対策の一つとして、施行通達等で巡視を例として挙げているが、巡視以外に有効な対策はあるか。

ご意見

- 高血圧学会において、通常の食事により十分な食塩を摂取しているとの報告があったが、整理が必要ではないか。
- 経口補水液は熱中症防止にエビデンスがある。
⇒ガイドライン第3の3の（4）に記載。
- スポットワーカーに対し、暑熱順化等をどうしていくのか。
⇒暑熱順化については、ガイドライン第3の3の（2）に記載。
- 建設業者に対する任意アンケートによると、約半数がファン付き作業服を着用しているにもかかわらず、熱中症を発症している。ファン付き作業服は非常に有効だが、使用環境や構造上の限界もあり、その着用のみで熱中症を全て防ぐのは困難。
⇒ガイドライン第3の3の（5）に記載。
- 作業場所の巡視はウェアラブルデバイスと組み合わせることでより細やかに労働者の状況を把握することができるのではないか。
⇒ガイドライン第3の3の（6）に記載。

論点に対する主なご意見（予防策（健康管理・労働衛生教育））

論点（健康管理）

建設業者に対する任意アンケート結果を見ると、約半数の被災者は体調に問題はなかったが、何らかの体調不良等を抱えていたケースで被災しているケースも散見されたため、どのような対応が考えられるか。

ご意見（健康管理）

- 熱中症の発症者は、比較的軽微な体調変化が先行し、それと暑熱ばく露が重なることで重症化する例が多いため、体調の確認や、作業者自身の日常の健康管理が重要。
⇒ガイドライン第3の4に記載。
- 労働者も持病や体調不良などを作業開始前に申し出ることが重要ではないか。
⇒ガイドライン第3の4の（3）に記載。

論点（労働衛生教育）

現場のそれぞれの立場（事業場で労働者の健康を管理する者（例：衛生管理者）、現場で労働者を指揮する者（例：職長）、作業者）に応じて習得すべき知識に違いがあるのではないか。現場で労働者を指揮する者向けの教育カリキュラムを定める必要はないか。

ご意見（労働衛生教育）

- 継続的な熱中症防止のための教育が必要ではないか。
⇒ガイドライン第3の5に記載。

論点に対する主なご意見（予防策への支援）

論点

- 現在「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の熱中症予防対策に関する経費（機器の導入等）を補助対象として支援を行っている。より効果的な支援を行うため、補助対象者と補助対象製品について、改善すべき点はあるか。
- 身体を冷却する機能を有する服には製品ごとに性能に差異があるため、その性能や効果を客観的に評価する方法を検討できないか。
- 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」の充実を図ってはどうか。

ご意見

- 熱中症対策用品の補助は、その支給対象や規模等を拡充すべきではないか。
⇒報告書4の（3）に記載。
- ファン付き作業服等の性能を評価すべきではないか。
⇒報告書4の（4）に記載。
- ウェアラブルデバイスは、作業者の状況をリアルタイムで把握できるという点では有効であるが、一部計測精度に疑問があるのではないか。
⇒報告書4の（4）に記載。
- WBGT指数計については、現在、承認JISにすることで進んでいる。
⇒報告書4の（4）に記載。